

令和3年12月

## 徳山北部拠点施設整備基本計画の改訂について

### (1) 改訂の経緯

徳山北部拠点施設の整備にあたっては、関係7地区に居住される方を対象とした住民アンケートや、地区別座談会（ワークショップ）、地区代表者座談会などを行い、地域の皆さんの意向を伺うとともに、市の方針を踏まえて、施設の機能や規模、立地場所など、整備方針を定めた「徳山北部拠点施設整備基本計画」を令和3年3月に策定しました。

施設整備にあたり、用地の取得を進める段階で、計画の見直しが必要となり、改めて地域の代表者の皆様よりご意見等をいただきました。

いただいた意見等を踏まえ、市として、以下のとおり計画を改訂することといたしました。

### (2) 改訂の主な内容（整備候補地に関すること）

#### ① 2つの市道から進入出できる双方向通行の見直し

選定した案について、2つの市道（市道須々万中央幹線・市道新引線）より車両が進入・進出できることを予定しておりましたが、敷地内の通り抜け車両の発生、出会い頭や、すれ違い時の事故などに関する不安の声をいただいたことから、入口を市道新引線側の1か所とし、敷地内の車両動線が一方通行となるよう進出入路を見直します。

#### ② 認定こども園送迎時における園児等の安全確保

敷地内に路線バスやコミュニティバス、一般車両が入ってくることについて、園児送迎時の安全面に不安があるとの声をいただいたことから、認定こども園と徳山北部拠点施設の利用が分けられるような配置にすることや認定こども園利用者が送迎時に活用できる専用駐車場を設置できるように配置を見直します。